

第7回 がんの緩和ケアに係る部会	参考資料 1
令和5年9月29日	

## 「がんの緩和ケアに係る部会」開催要綱

### 1. 趣旨

「がん対策推進基本計画」において、緩和ケアは「全ての医療従事者が診断時から行うとともに、地域の関係機関等とも連携して取り組まれるもの」とされており、こうした取組を推進する上での課題や取組等を検討する必要があることから、「がんとの共生のあり方に関する検討会」のもとに、「がんの緩和ケアに係る部会」（以下、「本部会」とする。）を開催し、必要な検討を行う。

### 2. 検討事項

- (1) がんと診断されたときからの緩和ケアの普及と充実について
- (2) がんの緩和ケアの実施体制、質の向上について
- (3) その他がんの緩和ケアに関すること

### 3. その他

- (1) 本部会は厚生労働省健康・生活衛生局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本部会には、局長の指名により座長をおき、部会を統括する。
- (3) 本部会には、必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。
- (4) 本部会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人又は団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、自由闊達な意見交換に支障があると判断される場合など、公開することが適切でないと座長が認めた場合は、会議を非公開とすることができる。会議を非公開にする場合でも、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開する。
- (5) 会議資料及び議事録については、後日ホームページにおいて公開する。ただし、議事内容により非公開にする必要があると座長が認めた場合には、非公開である旨及びその理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。
- (6) 本部会の庶務は、健康・生活衛生局がん・疾病対策課が行う。
- (7) この要綱に定めるもののほか、本部会の開催に必要な事項は、座長が健康・生活衛生局長と協議の上、定める。
- (8) 本部会で得られた成果は、「がんとの共生のあり方に関する検討会」に報告するものとする。

## 「がんの緩和ケアに係る部会」構成員

- 伊東 俊雅 東京女子医科大学付属足立医療センター薬剤部  
がん包括診療部緩和ケア室 薬剤部長
- 江口 英利 大阪大学大学院医学系研究科 消化器外科学 教授  
日本癌治療学会 評議員
- 小川 朝生 国立がん研究センター東病院 精神腫瘍科長
- 木澤 義之 筑波大学医学医療系緩和医療学 教授  
日本緩和医療学会 理事長
- 岸田 徹 NPO 法人がんノート 代表理事
- 黒瀬 巖 公益社団法人日本医師会 常任理事
- 栗原 美穂 国立がん研究センター東病院看護部 看護部長
- 坂本 はと恵 国立がん研究センター東病院サポーターズケアセンター  
副サポーターズケアセンター長  
公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会 理事
- 高野 利実 がん研究会有明病院 院長補佐  
日本臨床腫瘍学会 理事
- 谷口 栄作 鳥根県健康福祉部 医療統括監
- 中川 恵一 東京大学大学院医学系研究科総合放射線腫瘍学講座 特任教授
- 橋口 さおり 聖マリアンナ医科大学緩和医療学 主任教授  
日本ペインクリニック学会 理事  
日本緩和医療学会 理事
- 林 和彦 聖マリアンナ医科大学 客員教授
- 前川 育 ピンクリボンぷらす ODAWARA ー女性のがんを考える会ー 代表